

【ドイツ】映画助成法の全面改正

議会官庁資料課 渡辺 富久子

(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 良質なドイツ映画の振興促進を目的とした映画助成法が全面改正され、2017年1月1日から施行されている。

1 映画助成法の改正の背景

ドイツにおいては、連邦及び州により、様々な映画産業の振興策が講じられている（注1）。連邦の主な振興策は、1967年に制定された映画助成法（注2）に基づいて設立された映画助成協会（Filmförderungsanstalt）によって行われる助成である。映画助成協会は、映画から利益を得る映画館、貸ビデオ店、放送事業者等から映画負担金（Filmabgabe）を徴収し、これを原資として、映画製作者、配給会社、映画館、脚本家等を助成している。助成は、良質なドイツ映画の製作と関連産業の振興を目的とする。

ドイツ映画が米国映画やビデオ・オン・デマンドサービスに押される中、良質な映画製作をこれまで以上に支援するため、映画助成法が全面改正された（2017年1月1日施行）（注3）。制度の枠組みは大きく変更されていないが、助成対象の絞込みや、脚本作成から映画完成に至るまでの連続した助成に特色がある。以下に、改正の概要を紹介する。

2 映画助成法の改正の概要

(1) 助成の申請を審査する委員会

映画助成協会には、助成の申請を審査するために、専門の委員会が設けられている。当該委員会の委員は、連邦議会の議員や映画関連の団体の代表者が務めている。従来、常設の授与委員会（Vergabekommission）とその下の5つの小委員会が助成の申請を審査していた（注4）。改正法では、これらに代えて、常設委員会として、①製作・脚本助成委員会（Förderkommission）、②貸与・輸出・ビデオ助成委員会及び③映画館助成委員会の3つの委員会が設置された（第20条）。製作・脚本助成委員会は42名（第22条）の委員で構成され、委員会の会議にはこのうち7名が交替で出席する（第26条）。同様に、貸与・輸出・ビデオ助成委員会は20名（第22条）で構成され、各会議には5名ずつが交替で出席する（第27条）。映画館助成委員会は3名及び代理委員3名（第23条）で構成され、会議出席の交替制はとらない。この改正は、委員会の決定の効率化及び委員の負担軽減が目的である。また、各委員会とも男女半数ずつの構成を目指すものとされた（第21条及び第23条）。

(2) 映画プロジェクト助成

「映画プロジェクト助成（Projektfilmförderung）」は、多くの観客の動員が見込まれる映画の企画に対する無利子貸付けである。映画プロジェクト助成は1件100万ユーロを上限とし、映画製作者は、製作に要する費用の一定割合について貸付けを受けることができる。今回の改正により、助成の最低額について、通常20万ユーロ、ドキュメンタリー映画の場合には10万ユーロ（第60条）と定められた。この改正は、助成を多くの映画に分散せず、

成功の見込まれる映画に数を絞って行うことを目的とする。

(3) 点数制助成

「点数制助成 (Referenzförderung)」は、封切り後の動員観客数や国際的な映画祭の受賞といった実績に対する助成である。この助成は、次作の製作支援を目的としており、返済不要である。点数制助成においては、助成を受けるに当たって必要な最低点数（動員観客数及び国際的な映画祭の受賞成績に応じた点数）が製作費に応じて定められており、最低点数を上回る映画は助成を受けることができる。助成額は、その年の点数単価に当該映画の点数を掛けた額である。点数単価は、当該年の予算と助成を受ける映画の本数に基づく。今回の改正により、チケット販売による純収入が製作費を上回った場合には、点数が25%加算されることとなった（第74条）。なお、この助成金は、次作の製作に優先的に使うことが義務付けられているが、特例として、一部を事業者の増資に使うことができる。従来、その額は1件の助成につき10万ユーロ以下に制限されていたが、今回の改正により、その額が、5年以内に50万ユーロ以下と更に制限された（第85条）。そのため、5年間に6本以上の映画について助成を受けた場合には、増資に使うことができる額が少なくなる。

(4) 脚本の助成

従来、ドイツ映画の質的向上に資すると見込まれる脚本について、3万ユーロ（特別な場合には5万ユーロ）以下の助成が脚本家に対して行われていた。今回の改正により脚本助成が2段階となり、特に良質な映画が期待される場合には、従来の脚本制作段階に加え、新たに脚本の映画化までの段階に対して7万5000ユーロ（申請により10万ユーロ）以下の助成が行われることとなった。後者の助成は、脚本家と映画製作者が共同で申請しなければならないが、年間10本に限られる（第107条）。一方、従来の脚本制作段階の助成は、2万5000ユーロ（特別な場合には3万5000ユーロ）以下に減額された（第100条）。

(5) 映画のデジタル化に対する助成

映画助成協会は、2012年から古いドイツ映画のデジタル化を支援するための助成を行っていたが、これは法律に定められていなかった。今回の改正により、デジタル化に対する助成が法律で規定された（第145条）。助成を申請することができるのは、当該映画のデジタル化のために必要な権利を有する者である。

注

- (1) 2014年における連邦による映画産業に対する助成総額は1億7100万ユーロ（うち、映画助成協会による助成額は8500万ユーロ）、州による助成総額は1億5500万ユーロであった。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/8592, S. 75. 1ユーロは120円（平成29年4月分報告省令レート）。
- (2) 映画助成法 (Filmförderungsgesetz) については、戸田典子「ドイツの映画振興政策—「映画助成法」を中心に」『レファレンス』No.592, 2000.5, pp.34-107を参照。
- (3) Gesetz über Maßnahmen zur Förderung des deutschen Films vom 30. Dezember 2016 (BGBl. I S. 3413). 2017年1月1日施行。
- (4) 授与委員会の委員は13名。小委員会は助成の対象別に設けられ、各々5名程度の委員であった。

参考文献

- Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/8592, 10218.